

第5節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（2023年12月）を踏まえ、累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げについて、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正を行った（2024年3月施行）。

インサイダー取引規制に関して実務上問題となる論点に関する法令解釈の指針等を示す「インサイダー取引規制に関するQ&A」を改訂した。改訂内容は以下のとおり。

- ・ 知る前契約・計画の要件及び株式報酬に係るインサイダー取引規制の適用に関し、Q&Aに「応用編（問6～8）」を追加（令和5年12月8日）
- ・ 事後交付型株式報酬における現物株式の付与及び株式報酬の源泉徴収税額充当目的の売却に関するインサイダー取引規制の適用に関し、Q&Aに「応用編（問9、10）」を追加（令和6年4月19日）

II 国際金融センターの実現

我が国は、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等が強みである。また、大きな実体経済と株式市場、約2,000兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。

1. 海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備

こうした、我が国の強みやポテンシャルを背景に、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に関する以下の各施策を実施した。

（1）投資運用業等の登録に向けた当局への事前相談のために事業者が作成する文書について、様式の改訂及び金融庁ウェブサイトへの掲載方法を変更し、事業者が記載・閲覧する際の利便性の向上に取り組んだ（2023年12月）。

（2）拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、ワンストップ対応による業登録が15件完了した（2023年7月～2024年6月の件数。変更登録含む。なお2021年1月の拠点開設サポートオフィス立ち上げから2024年6月までの累計数は38件、海外投資家等特例業務に関する届

出累計数は1件)。

- (3) 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施し、英語での業登録・届出支援が9件完了した(2023年7月~2024年6月の件数)。

2. 海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化

各取組みを充実させることに加え、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、以下の各施策を実施した。

- (1) 海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致し、国際金融センターの実現に向けた日本政府の関連施策や、日本の金融資本市場としての魅力等を情報発信するため、2023年9月25日から10月6日をJapan Weeksとして、サステナブルファイナンス、貯蓄から投資への促進、資産運用立国等に関する各種イベントを、関係者と協力しつつ開催した(25件のイベントを開催し、延べ1万人超が参加)。
- (2) 現地金融事業者との面会やイベントでの登壇など、プロモーション活動を実施した(2023年9月以降、8回出張(ニューヨーク、香港、シンガポール、ロンドン、韓国、フランス))。

III 金融・資産運用特区の取組(資料1参照)

1. 目的

- ✓ 魅力的なビジネス・生活環境を整備し、**金融・資産運用業を特定地域へ集積**
- ✓ 国内外の投資資金を呼び込みながら、**地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備**

2. 対象地域

- ① **北海道・札幌市** : GXに関する資金・人材・情報を集積し、GX金融・資産運用特区を実現
- ② **東京都** : 国際金融センターとしての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップの育成を推進
- ③ **大阪府・大阪市** : 海外投資を呼び込みながら、スタートアップ等によるイノベーションの実現を推進
- ④ **福岡県・福岡市** : アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州のスタートアップ等を育成

3. 主な取組み

国の取組み

国内外の
金融・資産運用業者の集積

金融・資産運用業者等による
地域の成長産業の育成支援

成長産業(GX・スタートアップ)
自体の振興・育成

- 資産運用業における**ミドル・バックオフィス業務の外部委託**の促進
- **行政手続の英語対応**
 - ① 資産運用業の登録手続等
 - ② 開業手続き（商業登記/社会保険/入管関連）
- スタートアップへ投資する**外国人投資家向け在留資格**の創設
- **外国人銀行口座の開設支援**
- 銀行による**GX関連事業に対する出資規制**の緩和
- 銀行グループの投資専門子会社による**スタートアップ出資規制**の緩和
- プロ向けの**ベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制**の緩和
- 水素の社会実装に向けた**圧縮水素の貯蔵上限**の緩和
- 高度人材ポイント制度を活用した**海外人材（GXやフィンテック等）の受け入れ促進**

○全国措置
●地域限定措置

取地
組域
みの

- **自治体における英語対応**の拡充（英語によるワンストップ窓口の整備・拡充、自治体の行政手続きの英語対応）
- 国内外の金融・資産運用業者等に対する**税財政面での支援**（地方税の減免、創業・拠点設立に係る補助金等）